

# 令和8年度 事業計画

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

## 令和８年度 事業計画

### I 基本方針

近年、少子高齢化、単身世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、人と人のつながりが希薄化し、一人暮らしの高齢者や若者等において、孤独・孤立、生きづらさを感じる人が増えるとともに、国際情勢を背景とした物価高騰等により、生活に困窮する人も増えている。また、地域においては、福祉活動の担い手が不足する一方、外国人住民の増加といった新たな状況への対応が求められるなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化してきている。

これらを背景に、本会では、全国社会福祉協議会の「社会福祉協議会基本要項２０２５」をふまえ、大阪市らしい社協のあり方について検討するため、令和７年度に「今後の社協のあり方検討委員会」を設置し、今後の事業展開について全職員が参加し議論を重ねてきたところであり、その検討内容をふまえ、令和８年度は、「終活相談」、「若者支援団体のつながりづくり」、「外国人住民の調査研究」に新たに取り組む。

「第３期 大阪市地域福祉活動推進計画」（令和６～８年度）に基づく取組みについては、つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくりをめざし、各区社会福祉協議会と協働して、「地域づくり」、「相談支援」、「参加支援」を進めているところであり、計画の最終年度を迎える令和８年度においては、３年間の取組みの総括を行うとともに、今後に向けた課題や社会情勢の変化等をふまえ、次期計画を策定する。

また、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、円滑に運営できるよう、ＩＣＴを活用し対応力を向上させるほか、大阪市ボランティア・市民活動センター開設４０周年記念事業の実施、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業等、本会が全市的に担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

本会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域住民、行政、社会福祉施設、関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、ＮＰＯ、企業等と密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

## Ⅱ 令和８年度事業

### １ 組織基盤の強化

本会が地域住民・関係団体等から一層必要とされる存在となるべく、安定した事業運営ができるよう組織基盤の強化につながる取組みを実施するとともに、人材の確保・育成・定着、財政基盤や広報・情報発信の強化等に引き続き取り組む。

#### （１）人材の確保・育成・定着

人材の確保に向け、初任給等処遇を改善するとともに、新卒者及び既卒者を対象とした就職説明会の開催や社協の仕事体験の拡充、大学等へのアプローチ強化に取り組む。

また、次代を担う職員の資質向上と定着を図るため、新規採用職員研修や若手職員を対象とした学習会等を充実させるとともに、職員の資質向上を目的とした業務別研修を実施するほか、ＯＪＴの質の向上に向けた研修を新たに実施する。

#### （２）適切な財政運営及び基盤の強化

地域福祉を推進する中核的団体として、交付金・委託金が収入の大部分を占めていることから、予算管理を徹底し効率的かつ効果的に事業を推進する。あわせて、顧問税理士法人による会計支援や監査法人による監査のもと、社会福祉法人会計基準に則った適切な会計処理を実施する。

また、財政基盤の強化に向け、金融市場の動向に注視し、安定的かつ効果的な資産運用を行う。

#### （３）組織の透明性と信頼性の確保

本会は公共性が極めて高い団体として、市民等の信頼や社会的要請に応えていく必要があることから、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって業務を遂行できるよう、全職員を対象に、コンプライアンス意識の醸成・定着を図る研修を実施するとともに、個人情報の適切な取扱いについて、「個人情報の取扱いの手引き」及び事業ごとのマニュアルの遵守を徹底する。

#### （４）広報・情報発信の強化

本会及び各区社会福祉協議会（以下、「各区社協」という。）が担っている役割、活動の内容・実績を見える化することで、多くの市民・団体等から身近な存在として理解され、支援・協力を得るため、本会のさまざまな広報媒体を活用して、社協活動の内容・実績等の情報を積極的に発信する。本会及び各区社協の事業紹介冊子

を改訂するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」においては、本会及び各区社協の活動内容がより伝わりやすいよう工夫し掲載するほか、ホームページやSNS等の即時性の高いウェブ媒体を効果的に活用して、本会及び各区社協の活動・実績をタイムリーにPRする。

また、本会と地域福祉活動者との連携・協働をより促進するため、地域福祉の推進に尽力された方々及び団体の功績を称えることを目的として大阪市社会福祉大会を開催する。

#### (5) 寄附確保に関する仕組みづくり

本会の財源確保及び市民の寄附文化の醸成につなげるため、一般寄附や善意銀行、こども支援ネットワーク事業への寄附等、複数の寄附口を一つにまとめたリーフレットを作成し、わかりやすくかつ広く周知する。

また、オンライン寄附等の市民が手軽に寄附できる手法についても検討し、導入する。遺贈相談に関しては、本会の遺贈受入れに係る手順を整えるとともに、金融機関の協定先拡充を進める。

#### (6) 区社協の法人運営機能強化に向けた支援

区社協における法人運営に携わる職員の資質向上及び区社協間の法人運営機能の平準化を図るため、法人運営事務に係る研修の実施や法改正にあたって対応が必要となる事項の情報提供及び実務支援に取り組む。また、会計事務についても、本会及び各区社協で統一している顧問税理士法人を通じて、支援・調整する。

## 2 福祉課題への新たな取組み【新規】

令和7年4月に設置した「今後の社協のあり方検討委員会」において、本会及び各区社協として新たに取り組むべき事業を議論・検討した内容をふまえ、次の事業を実施する。

#### (1) 終活相談事業

身寄りのない高齢者が、今後の生活も含め、人生の終焉を安心して迎えられよう、本人の意思を尊重した課題整理や関連情報の提供を行うなど、終活相談事業を7月から実施する。なお、相談内容によっては、成年後見支援センターや地域包括支援センター、地域での社会参加へのコーディネート等、区社協事業も関連することから、事業理解を深めるための職員向け研修を実施する。また、事業開始にあわ

せ、終活の意義・重要性を広く市民に周知するため啓発講演会を開催する。

#### (2) 若者支援団体のつながりづくり

学生時代に不登校になり、そのままひきこもりになったり、就職がうまくいかず悩みを抱えたり、ヤングケアラーであったりするなど、若者の多様な課題に対して取り組む多数の若者支援団体が、互いにつながり、それぞれの強みを活かし、協働して支援できるよう、若者支援団体のネットワークづくりを推進する。

#### (3) 外国人住民の調査研究

各区社協では、外国人住民の方から、さまざまな部署・窓口で多くの相談が寄せられている実態があり、社協として取り組むべき福祉課題について、あらためて整理し見つけ直す必要性が高まってきている。外国人住民と地域住民が、互いに国籍・民族や文化の違いを認め、共生できる地域づくりを目指した具体的な取組みを検討するため、区社協における個別相談窓口での聞き取りや、外国人支援団体等へのグループインタビューを手法とした、本会及び各区社協の協働による実態把握を実施する。

### 3 第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進及び次期計画の策定に向けた取組み

「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」(令和6～8年度)では、つながりをつくる「地域づくり」、暮らしを支える「相談支援」という2つの基本目標を掲げ、地域づくり・相談支援が重なる部分である「参加支援」を重点取組み項目として位置づけ、各事業を通じて計画に基づく取組みを推進している。

3か年計画の最終年度として、本会及び各区社協ともに、数値による共通評価指標の達成をはじめ、実行計画に基づく取組みを着実に遂行するとともに、目標の達成状況や成果、今後に向けての課題を総括する。

また、社会情勢や地域住民の生活課題、地域福祉活動の推進状況の変化をふまえ、行政と連携しながら、大阪市地域福祉活動推進委員会での意見をふまえ、次期計画を策定する。

### 4 地域福祉の推進と包括的支援体制の充実に向けた区社協への支援強化

大阪市における包括的支援体制の構築・推進状況をふまえ、各区社協が地域福祉

の推進に向けて効果的に役割を果たすため、大阪市をはじめ関係機関・団体等と連携・協議しながら、各区社協の「地域づくり」、「相談支援」、「参加支援」の取り組みへの支援を強化する。

#### (1) 地域づくりの推進

地域における福祉課題・福祉活動について話し合う場がより充実するよう、実践事例やポイントをまとめた手引きを作成し、区社協と共有しながら、具体的な効果・課題等を分析し、継続して区社協支援を行う。

各区社協が、地域住民の現状・課題をふまえ、地域福祉活動支援を計画的に進められるよう、集約した地域支援事例を整理し、テーマ設定、アセスメント、支援目標・手法、支援結果、課題点等を区社協と共有する。

また、地域住民の参画と多様な主体の協働による居場所づくりや生活支援・介護予防に向けた取り組み、地域における見守り活動を効果的に推進できるよう、区社協職員研修・情報交換会等を開催する。

#### (2) 包括的な相談支援体制の充実

見守り相談室を中心として、支援を必要とする住民へのアウトリーチの取り組みをより強化し、区社協の各相談機能を通じて、生活課題を予防・解決するとともに、地域における社会的な関係の構築、社会参加を促進するため、事業横断的な研修会及び連絡会等を開催する。

また、多機関協働による総合相談支援体制の充実に向けて、大阪市と連携を図り、各区における連携・支援状況を把握し、課題や今後必要な取り組みについて整理・共有する。

#### (3) 参加支援の推進

住民一人ひとりの社会参加に向けた支援の強化につながるよう、本会で作成した、社協職員・福祉専門職のための「参加支援ガイドブック」を活用し、「個別の相談支援からの参加支援」と「場づくりを通じた参加支援」の双方から、各区社協をはじめ、行政・関係機関等に向けて、社会参加に向けた支援の考え方や手法、参加の場や地域関係者との調整に係る視点を共有する。

また、大阪市と連携・協働し、福祉専門職を対象に実践につながる知識の習得と関係機関同士の連携促進を図るため、研修会や意見交換会等の機会を設ける。



## 5 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進

### (1) 地域におけるつながりづくりの推進・情報発信

市全体での地域福祉活動推進の機運を高めるため、見守り活動や居場所づくり、話し合う場が充実するよう、区社協実行計画の着実な推進に向け支援する。

また、地域福祉活動者による実践を共有・発信することで活動者を増やし、地域福祉の促進につなげるため、「地域福祉シンポジウム」を開催する。

さらに、各区で展開されている地域福祉活動等に関する情報を、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページ「ふくしる大阪」等の多様な媒体を活用して、より効果的かつタイムリーに情報発信する。

### (2) 多様なボランティア・市民活動の推進

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア・市民活動への関心を高め、学生や若者等の新たな担い手による活動参加や、企業・団体等による社会貢献活動を促進するため、情報誌「COMVO」、ホームページ及び新たに導入するSNSを活用して、多様なボランティア活動や市民活動、社会貢献活動の情報を掲載し発信する。

大阪市ボランティア・市民活動センターが開設40周年を迎えるにあたり、ボランティアグループ、こどもの居場所活動者及び学生ボランティア等が交流する記念事業を実施し、新たなボランティア活動の展開へとつなげるとともに、大阪市ボランティア・市民活動センターを積極的にPRする。

また、各区ボランティア・市民活動センターの取組みを推進し、区内の活動者・団体とつながり、活動を効果的に支援していくため、効果的な支援の実践事例等を共有し、ボランティアコーディネート力を強化する研修を実施する。

### (3) 福祉教育の充実

区・地域の特性に応じた福祉教育を効果的に推進するため、全国社会福祉協議会主催の全国福祉教育推進員研修を活用し、各区社協において福祉教育の推進役となる人材を養成する。また、全国福祉教育推進員研修を受講した職員によるワーキングを設置・開催し、実践に役立つモデル福祉教育プログラムを開発する。さらに、多様な協働による福祉教育の実践を促すため、地域・学校・社会福祉施設等との連携・協力の実践事例を共有するとともに、一部の区社協で始めている福祉教育サポーター養成の取組みを他区にも広げていく。

#### (4) 地域こども支援ネットワーク事業の推進

さまざまな環境下で暮らすこどもたちにとって、こども食堂や学習支援等のこどもの居場所活動が、つながりや安心感を育むことのできる地域の居場所となるよう、活動の立ち上げ及び活動継続を支援するとともに、各居場所の継続的・発展的活動へと資するため、地域こども支援団体連絡会やサポート講座、啓発イベント等を開催する。

また、企業・団体等からの協力・支援を得るため、こどもの居場所活動に関するさまざまな情報を、情報誌「COMVO」やホームページ等を用いて積極的に発信するとともに、寄附や体験事業への参画を促すため、新たにリーフレットを作成・配布し、積極的に働きかける。

さらに、各区におけるこどもの居場所活動に関するネットワーク機能の強化に向け、区社協、行政、学校関係者、子育て支援関係者等による情報交換会を開催し、区社協と関係機関・団体間の顔の見える関係づくりを進めるとともに、各区の取組みに役立てるよう、効果的な連携・協働の実践事例を共有する。

#### (5) 認知症への理解を深める取組みの普及・啓発

認知症の人やその家族も含め、誰もが尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう、「新しい認知症観」に基づいた正しい認知症についての理解を促進するため、認知症サポーター養成講座の開催やキャラバン・メイトの養成・活動につながる支援に取り組む。

また、認知症の人やその家族がつながりを持ちながら、生きがいや希望をもって住み慣れた地域で暮らし続けることができるような居場所づくりにつながる、ちーむオレンジサポーターの立上げ及び後方支援、ちーむで活躍するオレンジサポーターの育成（ステップアップ研修の実施）やオレンジパートナーの登録勧奨に係る支援、認知症カフェ運営に係る後方支援に取り組む。

#### (6) 大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動への支援

##### ア 大阪市ボランティア活動振興基金助成の実施

大阪市内における地域のさまざまな福祉課題の解決や、地域福祉の向上・推進に寄与する福祉ボランティア活動の充実及び学生・若者が主体的に取り組むボランティア活動の活性化をめざし、大阪市ボランティア活動振興基金を活用した助成金交付事業を実施するとともに、寄附の受入れ等事業資金の確保方策についても検討する。



#### イ 善意銀行の運営

福祉を支える寄附文化の醸成につながるよう、善意銀行の仕組みや活用実績についてホームページ・広報誌等で積極的に発信し、預託を募る。市民・団体・企業からの善意の預託（金品・物品）は、預託者の意向に沿って社会福祉施設・団体、関係機関等へ払い出す。

また、地域における生活のしづらさを抱える人を支える活動を推進するため、新たな団体・活動の立上げ期の支援に重きを置いた助成事業を引き続き実施する。

#### ウ 共同募金を活用した居場所づくりへの助成

共同募金を活用し、地域住民やボランティア団体、NPO等が主体となり、子どもたちを主たる対象とした居場所・交流の場の立上げ・実施に向けた助成事業を実施する。

#### （７）介護予防ポイント事業の実施

高齢者の介護予防と生きがいづくりを推進する本事業への登録者を増やすため、身近なボランティア受入れ施設等で、登録時研修を開催し、研修を受けた場所で活動を始めてもらえるよう働きかけを行うとともに、活動者の増加に向けてスマートフォンアプリや公式LINEを活用し、受入施設からの募集情報を効果的に発信する。

## 6 地域福祉を支える人材育成の強化

大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域福祉活動者の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を深め、ボランティア活動や福祉の仕事に関心を持つことができるよう、広報誌等を通じて情報発信し、啓発を行う。

#### （１）福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進

多様な形で福祉に関わる人・団体の輪を広げるため、情報誌「ウェルおおさか」をはじめとする様々な媒体を活用して、社会福祉法人・福祉施設等の福祉専門職や社会福祉に関心のある市民に向けて、魅力ある情報や地域福祉活動に関わる多様な取組みを情報発信する。

また、幅広く福祉や介護について啓発するため、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、図書・資料閲覧室の運営及び社会福祉に関する歴史アーカイブを活

用した企画展示等を通じて福祉情報を発信するとともに、「ウェルおおさかは一とフェア」を開催する。

## (2) 地域福祉活動等への参加促進及び担い手の育成

大阪市ボランティア・市民活動センターにおいて、市民・関係者の地域福祉やボランティア・市民活動への関心を広げ、活動者を増やしていくため、区社協をはじめとする関係団体及び学校等が実施するボランティア養成講座や出前講座の機会等を利用して、活動のやりがいや留意点等をわかりやすく伝える。

とりわけ、若い世代の参加を促進するため、学生・若者を中心とした活動団体及び大学等に呼びかけ、交流会を開催するとともに、交流会参加者に、ボランティア活動への参加を働きかける。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいては、住民主体による地域福祉活動の推進や福祉活動の安定した運営に向けた地域福祉活動者講座を実施するとともに、社会福祉施設の地域福祉活動を推進するための講座を実施する。

## (3) 福祉専門職の確保・育成・定着

福祉専門職の確保・育成・定着や資質向上を目的に、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、次の内容に取り組む。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修・介護職員研修の実施
- イ 社会福祉施設、事業者への人材の確保・育成・定着支援に向けた研修の実施及び人材育成等に関する相談対応と情報提供
- ウ 社会福祉関係者の自発的な研究発表の場「大阪市社会福祉研究」の発行等、社会福祉に関する調査研究の実施
- エ アシスタントワーカーの導入支援及び福祉職場における業務改善の推進に向けた研修の実施
- オ 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及び出張研修の実施
- カ 「福祉のおしごと魅力発見ミーティング」の開催
- キ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

## 7 暮らしの相談支援の充実

### (1) 生活福祉資金貸付事務事業

経済・生活面で課題を抱える世帯に対する自立支援策の一環として、生活福祉資金貸付（本則貸付）を行うとともに、新型コロナウイルス感染症特例貸付のフォローアップ支援事業として、特例貸付を受けた後の各種手続きへの未応答者、償還免除者、償還免除には至らないものの償還が困難な借受人等に対し、各区社協が中心となり、個別訪問等にて状況を確認し、必要な支援や手続きを案内する取組みを推進する。

また、各区社協が相談窓口としての機能を円滑に果たすことができるよう、大阪府社会福祉協議会と適宜連携・調整を図り、各区における事業実施に関する全体調整を担う。

### (2) 地域包括支援センター連絡調整事業

市内66カ所の地域包括支援センター（認知症強化型地域包括支援センター、総合相談窓口（ランチ）含む）の機能強化や運営の平準化を図るため、事業運営に必要な情報の提供・共有及び現場での取組み課題について意見交換を行う地域包括支援センター管理者会を毎月開催する。

また、複合化・複雑化するさまざまな生活課題・福祉課題への相談支援体制の強化のため、ケアラー支援や意思決定支援を含む経験年数別の地域包括支援センター職員研修（基礎・発展・管理者・ランチ）を実施するほか、地域包括ケアの推進に向けた地域支援事業との連携、管理者世話人と協働したワーキング（研修企画やマニュアル作成・改訂等）を実施する。あわせて、市内の家族介護の会の現状を把握したうえで、介護家族の会連絡会の事務局運営、家族介護者研修会を開催する。

### (3) おおさか介護サービス相談センター

介護保険サービスの質の向上に資するため、介護保険サービス利用者やその家族、サービス提供事業者からの苦情相談に対し中立・公平な立場で応じるとともに、困難事例については、福祉・保健・医療・法律分野の専門相談を通じ、話し合いによる迅速な問題の解決につなげる。

また、地域における介護保険関連の課題解決と高齢者福祉の更なる向上を目的に、地域福祉活動に携わる地域住民を対象に介護相談研修を開催する。

さらに、継続的かつ円滑に介護サービスを提供できるよう、介護現場における利用者等からのハラスメントに関する専門相談にも取り組む。

## 8 暮らしの安心を支える権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」と「成年後見支援センター事業」を中心に、地域住民や関係団体等に対する権利擁護の仕組みや事業内容等の広報・啓発や、区レベルの権利擁護支援のネットワークづくり等、権利擁護に関する取組みを推進する。

また、国において権利擁護支援制度に係る法改正が検討されており、大阪市と協働してワーキングチームを立ち上げ、改正に向けての対応や仕組みづくりについて検討していく。

### （1）あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

利用希望者が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常の金銭管理サービス等を速やかに契約する。

また、判断能力が不十分な方が、日常生活や社会生活において、自らの意思を反映した生活が送れるよう、関係機関と連携し、意思決定支援をふまえた支援を適切に行う。

さらに、利用者の立場に立った支援を提供するため、意思決定支援に求められる理念や姿勢等の専門的知識を職員に習得させる。

そのほか、適切な事業運営に向け、業務執行状況について実地調査を実施する。

### （2）成年後見支援センター事業の推進

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、成年後見制度のさらなる利用促進のため、広報啓発や相談機能を充実するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の運営や、地域において適切に意思決定支援が実施されるための体制づくりを進める。

また、権利擁護の担い手であり、地域福祉の担い手でもある市民後見人の活動を拡げていくため、養成・活動支援に向けた取組みを一層推進する。

さらに、専門職派遣や研修を通じ、区の地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等相談支援機関を後方支援する。

## 9 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援

大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、災害ボランティアセンターの運営をはじめ、市民の生活復旧に向けた支援を迅速かつ的確に行えるよう、平時から職員の災害対応力の向上、備蓄物資等の環境整備及び関係団体との連携強化等、災害への備えを効果的に進める。

また、各地で起きた大規模災害に対し、現地のニーズに応じて被災地支援に取り組むため、各区社協と協力しながら職員派遣や義援金活動を実施する。

### (1) 平時からの環境整備

災害発生時に迅速に初動対応を行い、災害支援活動の円滑な実施や社協機能の継続につなげるため、BCP（事業継続計画）や災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂を行うとともに、備蓄物資の拡充及び計画的な在庫管理を行う。

また、被災情報の把握・整理や、災害支援活動における情報連絡等に有効なICTツールを導入する。

### (2) 職員の対応力向上

大規模災害の発生を想定して、初動対応や災害支援活動を迅速かつ効率的におこなえるよう、ICTツールを活用した災害訓練を実施する。

また、本会職員の災害支援に係る資質向上を図るため、初任者向けの災害支援研修及びリーダー層を対象とした災害ボランティアセンターマネジメント研修を実施する。

### (3) 関係団体との連携強化

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結しているライオンズクラブ及び災害時における施設利用に関する協定を締結している北御堂と、本会及び各区社協との連携・協力体制を強化するとともに、新たに本会と災害支援協定を締結する団体を開拓する。

また、大規模災害発生時の災害救助費の申請や災害ボランティアセンター開設・運営に係る詳細、日常業務を停止した場合の委託料等の取扱い等について大阪市と協議・調整する。

さらに、災害支援に関する団体・機関等との連携強化のため、おおさか災害支援ネットワーク（OSN）の事務局を他団体と共同で担い、定例会等を開催する。

## 10 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

令和7年度から令和9年度の間、本会が受託している5区の介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査の進捗管理を徹底し、業務の効率化及び適切な人員配置により適切・円滑に事業を実施するとともに、認定調査の質を確保し、被保険者及び申請者に配慮した丁寧な調査を実施できるよう、調査員研修や調査票記載内容の点検・確認及び指導を行う。

## 11 福祉関係機関・団体との連携と協働

### (1) 大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会の活動支援と連携強化

大阪市社会事業施設協議会（児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がいの6つの種別団体により構成）の事務局として、市内の社会福祉施設による公益的な取組みの推進に向けた活動、福祉の仕事を志す人を広げる・つなげるための取組み等を支援する。

各区社協が事務局を担う区社会福祉施設連絡会のネットワークを活用し、区社協と社会福祉施設が連携・協働した共同取組みを支援する。

### (2) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会への支援・協働

市域の社会福祉施設職員の人権意識を高め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会との共催により、施設職員を対象とした人権研修を実施する。

### (3) 大阪市民生委員児童委員協議会との連携

生活困窮、ひきこもりや虐待への対応、ケアラー支援等、住民の生活課題が多様化、複雑化する中、地域の身近な相談相手として活動する民生委員・児童委員の役割はますます重要であることから、区域において民生委員・児童委員との連携・協働が円滑に進むよう、大阪市民生委員児童委員協議会との連携を深め、地域福祉の推進に向けた協働を進める。

### (4) 大阪府共同募金会との連携

赤い羽根共同募金の助成金を有効に活用し、地域での居場所づくりをはじめとする地域福祉活動を一層推進する。

また、重要な財源となる街頭募金活動に、本会職員も積極的に参画するとともに、助成金が地域の支え合い活動に還元されている実績を広報誌やホームページで広く発信し、大阪府共同募金会が進める共同募金運動に対する市民の理解と協力を促進する活動に協力する。